

## 杉並区空家等対策協議会条例

平成 27 年 10 月 16 日 条例第 32 号

改正 令和 5 年 10 月 16 日 条例第 32 号

### (設置)

第 1 条 空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。以下同じ。）に関する施策に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他 空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

### (組織)

第 3 条 協議会は、委員及び区長（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 学識経験者 7 人以内

(2) 不動産に関する専門的知識を有する者 3 人以内

(3) 関係行政機関の職員 3 人以内

(4) その他区長が適当と認める者 2 人以内

3 前項に規定する委員の総数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連續して 3 期を超えることとなるときは、この限りでない。

### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員等の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長 1 人を置き、委員等のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員等の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

### (部会)

第 6 条 協議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第 3 条第 2 項に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

### (委員等以外の者の出席等)

第 7 条 協議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（令和5年10月16日 条例第32号）

1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 杉並区空家等対策協議会運営要綱

平成27年11月9日 協議会決定

## (目的)

第1条 この要綱は、杉並区空家等対策協議会条例（平成27年杉並区条例第56号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、杉並区空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (招集)

第2条 会長は、条例第5条第1項の規定に基づき協議会を招集するときは、議案を添えて、日時及び場所を委員及び区長（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。

2 委員等は、前項の規定による召集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

3 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、会長の許可を得て代理者を出席させることができる。

## (議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰するものとする。

## (個人情報の取扱い)

第4条 委員は、個人情報の重要性を認識し、個人情報に係る区民の基本的人権の擁護を図るため、杉並区個人情報保護条例（昭和61年条例第39号）の規定を遵守するものとする。

## (議事録)

第5条 会長は、附属機関等の会議記録の作成要領（昭和62年1月28日杉企情発第45号）に基づき議事録を作成し、保存するものとする。

2 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

3 議事録は、原則公開とする。ただし、当該議事録に杉並区情報公開条例（昭和61年杉並区条例第38号）第6条第1項各号に該当する事項が記載されているときは、公開しないことができる。

## (傍聴人の入場)

第6条 傍聴人は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

2 会長は、先着順に入場した傍聴人が傍聴席の定員に達したときは、入場を制限することができる。

## (傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるものを所持している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗の類を所持している者
- (4) はち巻き、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) 拡声器、無線機、録音機、撮影機の類を所持している者。ただし、あらかじめ第9条の規定に基づき、会長の許可を得た者はこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不適当と認める者

## (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。

- (3) 飲食しないこと。
  - (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (5) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (撮影、録音の禁止)

第9条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

2 会長は、前項の許可を行うに当たって、条件を付すことができる。

3 会議場において撮影又は録音をしようとする者は、あらかじめ撮影又は録音の目的を明示して、会長宛てに申請するものとする。

(会長等の指示)

第10条 会長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場するものとする。

- (1) 会長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を指示したとき。
- (2) 傍聴人がこの要綱に違反し、会長が退場を指示したとき。

(部会)

第12条 この要綱は、条例第6条に規定する部会の運営に準用する。この場合において、会長とあるのは部会長と、委員とあるのは部会の委員と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。